

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	筑紫野市 個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和2年3月19日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7項及び別表第2(別紙1を参照)</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」および「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27の項)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事業所もしくは家屋敷を有する個人 3. 筑紫野市に納税義務を有する個人が扶養している者
その必要性	・複数の課税資料の名寄せ作業の正確性を担保 ・扶養対象者や生活保護受給者にかかる情報を税情報に突合することにより公平な課税を実現 ・減免申請等にかかる手続きの簡略化の実現
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎識別情報 課税対象者を特定するために記録 ◎連絡先等情報 課税権を判断するために記録 納税通知を送達するために記録 複数の課税資料の名寄せ作業のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 対象者の所得税にかかる情報に基づき、個人住民税の賦課決定を行うために記録 ・地方税関係情報 賦課決定後に納税通知を送達するために記録 税務証明を発行するために記録 ・生活保護関係情報 生活保護受給者にかかる情報を基に個人住民税の非課税もしくは減免を決定する ・年金関係情報 対象者の年金所得にかかる情報に基づき、年金特別徴収期割税額を年金保険者に通知するために記録 年金特別徴収期割税額に過誤納が生じた際に還付充当を行うために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	筑紫野市 市民生活部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	申告受付、課税資料の名寄せおよび合算作業、納税通知書の送付	
④使用の主体	使用部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法		1. 申告受付 住民税申告の受付時に対象者を特定する 確定申告の受付時に対象者を特定し、申告データを国税庁に送信する 2. 個人住民税の賦課決定 複数の課税資料の名寄せ、合算作業を行う 住民票情報から対象者の住所を確認し、納税通知を送達する 3. 減免審査 個人住民税の減免審査を行う際に、減免基準に該当するかを確認するために情報提供ネットワークを通じて照会する 4. 扶養是正調査 扶養対象者が所得要件を満たしているか確認するために情報提供ネットワークを通じて照会する 5. 年金保険者に対するデータの送受信 年金特別徴収期割税額の変更、年金特別徴収の中止の際に年金保険者と情報連携を行う
	情報の突合	1. 申告等情報と生活保護受給者情報を突合し、対象者の課税・非課税を決定する 2. 申告等情報と住民票情報を突合し、課税権の有無を確認する 3. 申告等情報と地方税関係情報を突合し、減免審査や扶養是正調査を行う
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
税務システムの運用保守		
①委託内容	税務システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
申告情報のパンチ入力業務		
①委託内容	給与支払報告書、住民税申告書、確定申告書のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 オーイーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
納税通知書の封入、封緘		
①委託内容	納税通知書の封入、封緘	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 FCCテクノ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金支給の際、年金保険者が納税者から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX(地方税ポータルシステム))
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	扶養是正調査、所得是正調査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
	<選択肢>

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (e-Tax(国税連携システム))	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度	
提供先4	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	扶養是正調査、所得是正調査	
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (都道府県職員による筑紫野市課税台帳の閲覧)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	照会がある都度	

移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務実施所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1に定める各事務
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税の当初課税時および個人住民税の課税標準等を更正する都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・データ セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・紙媒体 施錠できる書庫に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添PDFファイルのとおり

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、筑紫野市セキュリティポリシー基準に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例並びに税務証明等取扱規程の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを整理し、担当職員間で共有している。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	基幹系端末の権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みを構築している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を行っている。 ・番号法によって認められている機関等、番号法によって認められている理由をシステムの又は職員による検査にて判断し提供している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・システムとしてデータを多重化している。</p> <p>・災害等の対策としてデータのバックアップを専用の施設に保管委託している。</p>	



8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム・地方税電子申告システムの各職員ごとにログインIDを設定し、管理権限のない職員が特定個人情報にアクセス出来ないよう内部管理を行う。 ・国税連携システム・地方税電子申告システムの各職員に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・地方税法で税務職員にかせられた守秘義務について研修を行っている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
②請求方法	筑紫野市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。 http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/soumuka/jouhoukoukaishitsh/joho-koujai.html
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 市民生活部 税務課 市民税担当
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 6

個人住民税情報ファイル	
No.	項目名
1	利用団体コード
2	賦課年度
3	住民コード
4	履歴番号
5	資料区分
6	資料番号 (冊番号)
7	資料番号 (番号)
8	資料番号 (枝番)
9	無効区分
10	国税通知書番号
11	課税区分
12	漁業所得 (内数)
13	利子 (所得税)
14	配当 (所得税)
15	配当所得 (控除あり)
16	配当所得 (控除なし)
17	特定配当 (内数)
18	一般外貨 (内数)
19	外貨以外 (内数)
20	前職分給与収入 (内数)
21	給与収入 (一部特徴)
22	給与所得 (一部特徴)
23	超短期所得
24	株式譲渡所得 (非公開)
25	株式譲渡控除
26	退職所得 (所得税)
27	変動所得前 2年分
28	配当割控除額
29	株式譲渡割控除額
30	拡張 - 所得
31	本人専従者
32	金額 (専給控除)
33	拡張 - 扶養
34	年金特徴開始月
35	年金特徴終了月
36	特徴仮算フラグ
37	通知コード
38	通知書発行日
39	法定納期限等
40	他給与区分
41	分離短期一般特例条文
42	分離短期特定特例条文
43	分離長期一般特例条文
44	分離長期優良特例条文
45	分離長期特定特例条文
46	分離長期居住特例条文
47	拡張 - 特例条文
48	寄付金控除 (所得税)
49	控除額合計 (所得税)
50	住宅取得控除
51	外国税額控除 (所得税)
52	減免 (所得税)
53	政党等寄付金
54	配当控除 (所得税)
55	電子証明書等特別控除 (所得税)
56	所得税の課税所得金額
57	寄附金額
58	所得税額 (税額控除前)
59	所得税額 (定率減税前)
60	所得税額 (定率減税後)
61	源泉税額
62	拡張 - 所得控除
63	超短期課税標準
64	超短期市町所得割
65	超短期県所得割
66	株式譲渡 (非公開) 課税標準
67	株式譲渡 (非公開) 市町所得割
68	株式譲渡 (非公開) 県所得割
69	株式譲渡 (上場分) 課税標準
70	株式譲渡 (上場分) 市町所得割
71	株式譲渡 (上場分) 県所得割
72	拡張 - 課税標準
73	拡張 - 市町所得割
74	拡張 - 県所得割
75	寄附金基本控除額市町村
76	寄附金基本控除額県
77	寄附金特例控除額市町村
78	寄附金特例控除額県
79	寄附金控除額市町村
80	寄附金控除額県
81	未控除分配当割控除額市
82	未控除分配当割控除額県
83	未控除分株式譲渡割控除額市
84	未控除分株式譲渡割控除額県
85	未控除分株式譲渡割控除額
86	配株不足額市税
87	配株不足額県税
88	配株不足額合計
89	配株充当額合計
90	配株還付額合計
91	市町差引前所得割
92	併徴配株充当合計
93	併徴年特市所得割
94	併徴年特県所得割
95	併徴年特市均等割
96	併徴年特県均等割
97	併徴年特合計
98	併徴年特配株充当合計
99	市町過年度増分所得割
100	県過年度増分所得割
101	市町過年度増分均等割
102	県過年度増分均等割
103	所得税金額控除前
104	普徴充当額
105	特徴充当額
106	年金特徴充当額
107	事業所コード
108	異動年月日
109	処理区分
110	更正理由区分
111	月割税額
112	合計税額
113	処理日
114	異動前月割税額
115	異動前合計税額
116	異動前処理日
117	異動前事業所コード
118	整理番号
119	合併前利用団体コード
120	更新職員番号
121	更新処理年月日
122	更新処理時刻
123	イメージ番号
124	配当株式 (所得税)
125	拡張 所得
126	拡張 扶養
127	株式譲渡特例条文
128	拡張 所得控除
129	拡張 金額
130	拡張 コード
131	パンチカナ氏名
132	パンチ生年月日元号
133	パンチ生年月日
134	パンチ性別
135	パンチ給与所得
136	パンチ配偶者特別控除額
137	パンチ控除額合計 (所得税)
138	パンチ年金収入
139	パンチ源泉税額
140	給報摘要欄
141	金額
142	被扶養者住民コード
143	番号
144	否認区分
145	氏名
146	年齢
147	性別
148	続柄
149	配偶者控除区分
150	配偶者特別控除区分
151	扶養控除区分
152	障害者区分
153	専従者区分
154	専従給与収入額
155	家屋敷区分
156	賦課地課税区分
157	継続区分
158	非課税事由
159	通信区分
160	拡張 - コード
161	世帯コード
162	世帯主コード
163	カナ氏名
164	住所
165	方書
166	賦課地
167	生年月日元号
168	生年月日
169	住民区分
170	住民増減異動日
171	住民となった異動日
172	台帳番号
173	調査
174	申告調査区分
175	申告書出力区分
176	証明発行区分
177	別世帯区分
178	郵便番号
179	自治会コード
180	SEQ
181	メモコード
182	メモ内容
183	第294条3項該当区分
184	住民票登録地住所

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 2/6

185	住民票登録地方書	247	山林所得	309	生活保護開始
186	徴収区分	248	山林控除	310	生活保護終了
187	備考	249	退職所得	311	特徴開始月
188	レコード区分	250	通勤所得前2年分	312	特徴終了月
189	都道府県コード	251	通勤所得当年分	313	普徴開始期
190	市町村コード	252	臨時所得	314	普徴終了期
191	特別徴収義務者コード	253	繰越控除純損失総所得	315	税額決定区分
192	通知内容コード	254	繰越控除純損失超短期	316	非課税所得区分
193	特別徴収制度コード	255	繰越控除純損失土地	317	減免区分
194	作成日	256	繰越控除純損失短期	318	課非区分
195	年金保険者用整理番号	257	繰越控除純損失長期	319	通知書発行区分
196	年金コード	258	繰越控除純損失山林	320	給報乙欄
197	氏名カナ	259	繰越控除雑損失	321	給報就退職区分
198	シフトコード	260	肉用牛免税所得	322	給報就退職年月日
199	氏名漢字	261	肉用牛免税以外	323	株式譲渡所得
200	住所カナ	262	肉用牛売却価格	324	損害保険区分
201	住所漢字	263	商品先物取引	325	損害保険料
202	各種区分	264	みなし法人農業所得	326	長期損害保険料
203	処理結果	265	みなし法人不動産所得	327	特例条文
204	各種年月日	266	みなし法人その他事業所得	328	扶養人数年少
205	特別徴収区分	267	みなし法人医者報酬	329	第30表集計区分
206	媒体コード	268	みなし法人事業主報酬	330	配偶者特別控除
207	回付先区分	269	みなし法人過大報酬	331	生命保険控除
208	進捗区分	270	みなし法人損失	332	個人年金控除
209	付設区分	271	みなし法人非課税所得	333	基礎控除
210	受給者番号	272	非課税所得	334	老年者控除
211	年税額	273	資産合算区分	335	寡婦・寡夫・特寡控除
212	営業所得等	274	資産合算主区分	336	勤労学生控除
213	農業所得	275	雑損控除	337	本人障害控除
214	その他事業所得	276	医療費控除	338	本人特別障害控除
215	不動産所得	277	社会保険控除	339	配偶者一般控除
216	利子所得	278	小規模共済	340	配偶者老人控除
217	配当所得	279	生命保険区分	341	配偶者特別障害控除
218	証券	280	生命保険料	342	扶養一般控除
219	給与収入	281	個人年金	343	扶養老人控除
220	専従者給与収入(内数)	282	専従者事業区分	344	扶養同居老人控除
221	給与特定支出控除	283	青白区分	345	扶養障害控除
222	給与所得	284	専従配偶者	346	扶養特別障害控除
223	年金区分	285	専従者その他	347	扶養同居特別障害控除
224	年金収入	286	金額(専給控除)	348	扶養特定控除
225	年金所得	287	所得税額(定率減税後)	349	控除合計
226	雑所得(その他)	288	外国税額限度額	350	寄付金控除額
227	総合譲渡短期所得	289	本人障害者	351	扶養加算金
228	総合譲渡短期控除	290	本人夫有り・未成年	352	損害保険控除額
229	総合譲渡長期所得	291	本人老年者	353	株式課税標準
230	総合譲渡長期控除	292	本人寡婦・寡夫・特寡	354	株式市町所得割
231	総合譲渡一時所得	293	本人勤労学生	355	株式県所得割
232	総合譲渡一時控除	294	配特控除区分	356	上場株式等(配当)課税標準
233	土地等事業雑	295	配偶者給与所得	357	上場株式等(配当)市町村所得割
234	特定株式(内数)	296	配偶者所得	358	上場株式等(配当)県所得割
235	分離譲渡短期一般所得	297	扶養その他	359	総所得課税標準
236	分離譲渡短期一般控除	298	扶養特定	360	総所得市町所得割
237	分離譲渡短期特定所得	299	扶養老人	361	総所得県所得割
238	分離譲渡短期特定控除	300	扶養同居老親	362	土地課税標準
239	分離譲渡長期一般所得	301	扶養普通障害	363	土地市町所得割
240	分離譲渡長期一般控除	302	扶養特別障害	364	土地県所得割
241	分離譲渡長期優良所得	303	扶養同居特別障害	365	商品先物取引課税標準
242	分離譲渡長期優良控除	304	課税資料区分	366	商品先物取引市町所得割
243	分離譲渡長期特定所得	305	資産合算計算区分	367	商品先物取引県所得割
244	分離譲渡長期特定控除	306	みなし法人計算区分	368	短期一般課税標準
245	分離譲渡長期居住所得	307	平均課税計算区分	369	短期一般市町所得割
246	分離譲渡長期居住控除	308	生活保護区分	370	短期一般県所得割

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 3/6

371	短期特定課税標準	438	強制変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	439	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	439	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	439	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除分配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	連番
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	294条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	311条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	21表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	22表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	30表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	31表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得(上場分)	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除(有)	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除(無)	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	減免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計
417	市町所得割減額2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 4/6

557	市所得割年普1期
558	市所得割年普
559	市所得割年普合計
560	県所得割年普
561	県所得割年普合計
562	市均等割減免額
563	県均等割減免額
564	市所得割減免額
565	県所得割減免額
566	均等割区分
567	拡張-金額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 5/6

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方書
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方書
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	管轄コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方書
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方書	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連人方書
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コード
		144	名寄区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 6/6

宛名情報		61 実データ部
No.	項目名	62 個人番号未付番区分
1	通知先アドレス	
2	種別	
3	予備1	
4	予備2	
5	予備3	
6	予備4	
7	予備5	
8	作成日	
9	シフトコード1	
10	シフトコード2	
11	シフトコード3	
12	シフトコード4	
13	金額1	
14	金額2	
15	金額3	
16	金額4	
17	金額5	
18	金額6	
19	金額7	
20	金額8	
21	停止年月	
22	年金保険者用整理番号1	
23	年金保険者用整理番号2	
24	文書番号	
25	通知年月日	
26	送信先市(区町村)長	
27	発出者	
28	発信元市(区町村)	
29	フリガナ	
30	課税年1月1日住所	
31	課税年1月1日住所市区町村コード	
32	課税年1月1日住基地住所	
33	課税年1月1日住基地住所市区町村コード	
34	普通徴収区分	
35	特別徴収区分(給与)	
36	特別徴収区分(公的年金)	
37	備考1	
38	備考2	
39	備考3	
40	部課局	
41	担当者	
42	電話番号	
43	受理区分	
44	データ種別	
45	異動SEQ	
46	番号体系	
47	宛名番号	
48	統合宛名番号	
49	基幹系登録区分	
50	特定個人情報名コード	
51	データセットレコードのキー	
52	版番号	
53	親データセットレコードのキー	
54	確定時点	
55	修正日時	
56	公開開始日	
57	公開終了日	
58	行政区コード	
59	情報提供者部署コード	
60	情報提供者ユーザID	

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務		
項番	提供先	用途
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第3項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第3項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定よりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

項番	提供先	用途
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療育費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める事務

項番	提供先	用途
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
115	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務		
項番	事務実施所管課 (移転先)	事務内容
8	生活福祉課 子育て支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	子育て支援課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康推進課	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	生活福祉課	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	生活福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	保護課	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	収納課 国保年金課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	管財課	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	学校教育課	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	国保年金課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	国保年金課	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	生活福祉課	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	管財課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
36の2	危機管理課 生活福祉課	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	子育て支援課	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	高齢者支援課	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	生活福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

49	子育て支援課	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	子育て支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	国保年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
68	高齢者支援課	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
76	健康推進課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	生活福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	子育て支援課 学校教育課	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

